公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２２号
北海道網走郡美幌町字日の出１丁目24番地の２
債務者　田中かおる（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
北海道北見市三楽町70番地３
債務者　柴田　國雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
北海道北見市幸町７丁目２番12号　グリーンヒルハイツ２Ｆ７号
債務者　馬場　拓未
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
埼玉県草加市苗塚町50番地23
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―206、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目２番５―301号
債務者　浜林　　茜
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
埼玉県吉川市大字木売新田385番地13
債務者　横田　泰裕
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
埼玉県草加市花栗３丁目22番１―306号
債務者　福知　　哲
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
埼玉県越谷市大字弥十郎588番地５
債務者　岩井やす子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
埼玉県越谷市大字大泊897番地１　スターハイツ３番館101
債務者　清水　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
埼玉県草加市新善町477番地　エクセル彩309号
債務者　横山　　瞳
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
埼玉県深谷市岡部2526番地３、破産申立時の住民票上の住所埼玉県深谷市武蔵野3799番地３
債務者　岡﨑二三夫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７７９号
名古屋市西区比良４丁目269番地　栗木比良10号
債務者　長尾　康之
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０１号
名古屋市昭和区小坂町２丁目１番地　今枝第１マンション102号
債務者　知花　美香（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４０号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山１番第25番地　リーデンススクエア　ザ・シーズ203号
債務者　西城　静香（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８７号
名古屋市名東区香坂110番地　水野ビル503号
債務者　曾我　　正
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９３号
名古屋市千種区今池１丁目26番７号　ラボスビル202号室、住民票上の住所愛知県岩倉市東新町江向１番地　岩倉団地46棟304号
債務者　宮﨑　直生
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部